

## 特別特定建築物チェックシート(建築物移動等円滑化基準)

特定建築主等	住所	
	氏名	
敷地の地名地番		市川市
建築物の用途		
特別特定建築物の延べ面積		

政令	項目	基準の主な内容	計画の内容	適否
11条	(廊下等)	一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるこ と。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		二 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に は、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を 行うために床面に点状ブロック等を敷設すること。	点状ブロック <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 明度差 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
12条	(階段)	一 踊場を除き、手すりを設けること。	手すり <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるこ と。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が 大きいこと等により段を容易に識別できるものとするこ と。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるもの を設けない構造とすること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点 状ブロック等を敷設すること。	点状ブロック等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段 以外の階段を設ける空間を確保することが困難である ときは、この限りでない。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
13条	(階段に代わり、又はこれに 併設する傾斜路)	一 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜 がある部分には、手すりを設けること。	傾斜路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 勾配 / 高さ cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるこ と。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		三 その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等 によりその存在を容易に識別できるものとするこ と。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、 点状ブロック等を敷設すること	点状ブロック等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

14条	(便所) 便所を設ける場合には、そのうち一以上は、次に掲げるものでなければならない。	一 便所(男女の区別があるときは、それぞれの便所)内に、車いす使用者用便房を一以上設けること。	車いす便房(男女別) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。	水洗器具 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。	小便器 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 床置き式 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 壁掛式(35cm以下) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
15条	(ホテル又は旅館の客室) ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室を一以上設けなければならない。	一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りイ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。  ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。 (1) 幅は、80cm以上とすること。 (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	車いす便房(男女別) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  幅                   cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		二 浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けられている場合は、この限りでない。 イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。  ロ 出入口は、前号ロに掲げるものであること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
16条	(敷地内の通路)	一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		二 段がある部分は、次に掲げるものであること。  イ 手すりを設けること。  ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする こと。 ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	段 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  手すり <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		三 傾斜路は、次に掲げるものであること。  イ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。  ロ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  勾配                   / 高さ                   cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

17条	(駐車場)  駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。	一 幅は、350cm以上とすること。	幅 cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		二 利用居室からの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	経路 <input type="checkbox"/> 短 <input type="checkbox"/> 長	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
19条	(標識)	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。	標識 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
20条	(案内設備)	当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	<input type="checkbox"/> 案内板 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	<input type="checkbox"/> 点字 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。	案内所 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
21条	(案内設備までの経路)  道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。	<input type="checkbox"/> 点状ブロック等 <input type="checkbox"/> 音声 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。  イ 車路に近接する部分  ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものを除く。)	点状ブロック等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  点状ブロック等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

18条(移動等円滑化経路)①

利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路のうち1以上 利用居室 有 無

移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。				
一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。	段 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 傾斜路・昇降機併設		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
二 出入口は、次に掲げるものであること。	イ 幅は、80cm以上とすること。	幅 cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 自動開閉 <input type="checkbox"/> その他		
三 廊下等は、第11条の規定によるほか、次に掲げるものであること。	イ 幅は、120cm以上とすること。	幅 cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	<input type="checkbox"/> 50m以内 <input type="checkbox"/> 転回有り		
	<input type="checkbox"/> 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 自動開閉 <input type="checkbox"/> その他		
四 傾斜路は、第13条の規定によるほか、次に掲げるものであること。	イ 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。	<input type="checkbox"/> 代替 <input type="checkbox"/> 併設 幅 cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。	勾配 / 高さ cm		
	<input type="checkbox"/> 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	高さ cm 踊り場 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
五 昇降機及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。	イ かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	<input type="checkbox"/> かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。	幅 cm		
	<input type="checkbox"/> かごの奥行きは、135cm以上とすること。	幅 cm		
	<input type="checkbox"/> 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。	幅 cm 奥行 cm		
	<input type="checkbox"/> かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。			
	<input type="checkbox"/> かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。			

道等から当該利用居室までの経路



18条(移動等円滑化経路)②

車いす用便房を設ける場合

車いす用便房から利用居室までの経路のうち1以上  
(利用居室がない場合は道等まで)

車いす用便房

有 無

移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。				
一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。		段 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 傾斜路・昇降機併設	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
二 出入口は、次に掲げるものであること。	イ 幅は、80cm以上とすること。	幅 cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 自動開閉 <input type="checkbox"/> その他		
三 廊下等は、第11条の規定によるほか、次に掲げるものであること。	イ 幅は、120cm以上とすること。	幅 cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	<input type="checkbox"/> 50m以内 <input type="checkbox"/> 転回有り		
	ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 自動開閉 <input type="checkbox"/> その他		
四 傾斜路は、第13条の規定によるほか、次に掲げるものであること。	イ 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。	<input type="checkbox"/> 代替 <input type="checkbox"/> 併設 幅 cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	ロ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。	勾配 / 高さ cm		
	ハ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	高さ cm 踊り場 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
五 昇降機及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。	イ かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
	ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。	幅 cm		
	ハ かごの奥行きは、135cm以上とすること。	幅 cm		
	ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。	幅 cm 奥行 cm		
	ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。			
	ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。			

	ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。		
	チ 床面積の合計が2000㎡以上の特別特定建築物の昇降機にあっては、イからハまで、ホ及びへに定めるもののほか、次に掲げるものであること。  (1) かごの幅は140cm以上とすること。  (2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。	幅 cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	リ 主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。  (1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。  (2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。  (3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
六	特殊な構造又は使用形態の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
七	敷地内の通路は、第16条の規定によるほか、次に掲げるものであること。		
	イ 幅は、120cm以上とすること。	幅 cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。		
	ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 自動開閉 <input type="checkbox"/> その他	
	ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。  (1) 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。  (2) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。  (3) 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	幅 cm  勾配 / 高さ cm	

18条(移動等円滑化経路)③

車いす用駐車施設を設ける場合      車いす用駐車施設から利用居室までの経路のうち1以上(利用居室がない場合は道等まで)      車いす用駐車施設  
有      無

移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。			
一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。		段 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 傾斜路・昇降機併設	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
二 出入口は、次に掲げるものであること。	イ 幅は、80cm以上とすること。	幅                      cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 自動開閉 <input type="checkbox"/> その他	
三 廊下等は、第11条の規定によるほか、次に掲げるものであること。	イ 幅は、120cm以上とすること。	幅                      cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	<input type="checkbox"/> 50m以内 <input type="checkbox"/> 転回有り	
	<input type="checkbox"/> 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 自動開閉 <input type="checkbox"/> その他	
四 傾斜路は、第13条の規定によるほか、次に掲げるものであること。	イ 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。	<input type="checkbox"/> 代替 <input type="checkbox"/> 併設 幅                      cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。	勾配 高さ                      / cm	
	<input type="checkbox"/> 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	高さ 踊り場                      cm <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
五 昇降機及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。	イ かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。	幅                      cm	
	<input type="checkbox"/> かごの奥行きは、135cm以上とすること。	幅                      cm	
	<input type="checkbox"/> 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。	幅                      cm 奥行                      cm	
	<input type="checkbox"/> かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。		
	<input type="checkbox"/> かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。		



	ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。		
	チ 床面積の合計が2000㎡以上の特別特定建築物の昇降機にあっては、イからハまで、ホ及びへに定めるもののほか、次に掲げるものであること。  (1) かごの幅は140cm以上とすること。  (2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。	幅 cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	リ 主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。  (1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。  (2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。  (3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
六	特殊な構造又は使用形態の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
七	敷地内の通路は、第16条の規定によるほか、次に掲げるものであること。		
	イ 幅は、120cm以上とすること。	幅 cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。		
	ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 自動開閉 <input type="checkbox"/> その他	
	ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。  (1) 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。  (2) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。  (3) 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	幅 cm  勾配 / 高さ cm	

18条(移動等円滑化経路)③

公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)

移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。			
一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。		段 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 傾斜路・昇降機併設	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
二 出入口は、次に掲げるものであること。	イ 幅は、80cm以上とすること。	幅 cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 自動開閉 <input type="checkbox"/> その他	
三 廊下等は、第11条の規定によるほか、次に掲げるものであること。	イ 幅は、120cm以上とすること。	幅 cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	<input type="checkbox"/> 50m以内 <input type="checkbox"/> 転回有り	
	ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 自動開閉 <input type="checkbox"/> その他	
四 傾斜路は、第13条の規定によるほか、次に掲げるものであること。	イ 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。	<input type="checkbox"/> 代替 <input type="checkbox"/> 併設 幅 cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。	勾配 / 高さ cm	
	ハ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	高さ cm 踊り場 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
五 昇降機及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。	イ かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	<input type="checkbox"/> かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。	幅 cm	
	ハ かごの奥行きは、135cm以上とすること。	幅 cm	
	ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。	幅 cm 奥行 cm	
	ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。		
	ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。		

	ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。		
	チ 床面積の合計が2000㎡以上の特別特定建築物の昇降機にあっては、イからハまで、ホ及びへに定めるもののほか、次に掲げるものであること。  (1) かごの幅は140cm以上とすること。  (2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。	幅 cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	リ 主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 (1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 (2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。  (3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
六	特殊な構造又は使用形態の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
七	敷地内の通路は、第16条の規定によるほか、次に掲げるものであること。		
	イ 幅は、120cm以上とすること。	幅 cm	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。		
	ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 自動開閉 <input type="checkbox"/> その他	
	ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。  (1) 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。  (2) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。  (3) 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	幅 cm  勾配 / 高さ cm	

## 特定建築物チェックシート(建築物移動等円滑化基準)

特定建築主等  
敷地の地名地番  
建築物の用途  
特定建築物の延べ面積

住所  
氏名

(建築物移動等円滑化基準)

- 11条 (廊下等)
- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
  - 二 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 12条 (階段)
- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 踊場を除き、手すりを設けること。
  - 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
  - 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
  - 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
  - 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
  - 六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。
- 13条 (階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)
- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
  - 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
  - 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
  - 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 14条 (便所)
- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 便所内に、車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を一以上設けること。
  - 二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

#### 15条 （ホテル又は旅館の客室）

ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす使用者用客室」という。）を一以上設けなければならない。

一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。

ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

（1）幅は、八十センチメートル以上とすること。

（2）戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及びイ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。

ロ 出入口は、前号口に掲げるものであること。

#### 16条 （敷地内の通路）

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。

三 傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

#### 17条 （駐車場）

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、350cm以上とすること。

二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるこ

18条 (移動等円滑化経路)

次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上(第四号に掲げる場合にあっては、そのすべて)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下この条において「移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。

一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下この条において「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)

二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路

三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)

移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、80cm以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、120cm以上とすること。

ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とすること。

ロ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。

ハ 高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。

五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター(次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ かご(人乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。)は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。

ハ かごの奥行きは、135cm以上とすること。

ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすること。

ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

(1) かごの幅は、145cm以上とすること。

(2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。

リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、120cm以上とすること。

ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。

(2) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。

(3) 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。

第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

(標識)

19条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

20条 (案内設備)

建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限り

建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

21条 (案内設備までの経路)

道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)

は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大

視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。)



※ **【視覚障害者の利用上支障がない場合を定める件(令第11条第二号関係)】** 告示1497 第一

次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 勾配が20分の1を超えない傾斜路の上端に近接する廊下等
- 二 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜路の上端に近接する廊下等
- 三 主として自動車の駐車のために供する施設に設ける廊下等

※ **【視覚障害者の利用上支障がない場合を定める件(令第12条第五号関係)】** 告示1497 第二

次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 主として自動車の駐車のために供する施設に設けられる段のある部分の上端に近接する踊場
- 二 近接する段がある部分と連続して手すりが設けられた踊場

※ **【視覚障害者の利用上支障がない場合を定める件(令第13条第四号関係)】** 告示1497 第三

次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する踊場
- 二 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する
- 三 近接する傾斜がある部分と連続して手すりが設けられた踊場
- 五 主として自動車の駐車のために供する施設に設けられる傾斜のある部分の上端に近接する踊場

※ **【視覚障害者の利用上支障がない場合を定める件(令第21条第1項関係)】** 告示1497 第四

道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第二十一条第二項に定める基準に適合するもの

※ **【視覚障害者の利用上支障がない部分を定める件(令第21条第2項第二号関係)】** 告示1497 第五

次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 勾配が20分の1を超えない傾斜路の上端に近接する廊下等
- 二 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜路の上端に近接する廊下等
- 三 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等

※ **【車いす使用者用浴室等の構造を定める件】** 告示1495

次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること

二 車いす使用者が円滑に利用することができるような十分な空間が確保されていること

※

**【車いす使用者用便所の構造を定める件】**

告示1496

次に掲げるものとする。

一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること

二 車いす使用者が円滑に利用することができるような十分な空間が確保されていること

※

**昇降機関係告示 別途有り**

告示1491  
号～1494